

解答&ポイント解説	平成28年度第1回運行管理者試験問題（貨物）
----------------------	-------------------------------

- ・解説の法令は平成28年8月31日現在の内容となっています。
- ・解説中の法令名は略称となっています。正式名称は次のとおりです。

運送事業法	貨物自動車運送事業法
安全規則	貨物自動車運送事業輸送安全規則
講習の種類等を定める告示	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示
車両法	道路運送車両法
施行規則	道路運送車両法施行規則
保安基準	道路運送車両の保安基準
道交法	道路交通法
労基法	労働基準法
改善基準	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

問題	解答	ポイント解説
問1	2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送事業法第2条（定義）第2項。 2. 貨物自動車利用運送事業は含まれない。運送事業法第2条（定義）第1項。 3. 運送事業法第2条（定義）第7項。 4. 運送事業法第2条（定義）第6項。
問2	A : 6, B : 2, C : 8, D : 3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第3条（過労運転の防止）第1項。 2. 安全規則第3条（過労運転の防止）第2項。 3. 安全規則第3条（過労運転の防止）第3項。 4. 安全規則第3条（過労運転の防止）第6項。
問3	1, 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑮。 2. 「事業用自動車の運行の安全の確保に関して緊急を要する事項に限り、遅滞なく、助言を行うこと」⇒「事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる」。安全規則第20条（運行管理者の業務）第3項。 3. 「アルコール検知器を備え置くこと」⇒「アルコール検知器を常時有効に保持すること」。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑧。 4. 従業員に対する指導及び監督に日常点検の実施・確認が含まれている。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑭。

問題	解答	ポイント解説
問4	1, 2, 3, 5	1. 安全規則第7条（点呼等）第1項③。 2. 安全規則第7条（点呼等）第1項①・第4項。 3. 安全規則第7条（点呼等）第1項②。 4. 「貨物の積載重量及び貨物の積載状況」についての報告及び確認は、乗務前の点呼において法令の定めにより実施しなければならない事項ではない。 5. 安全規則第7条（点呼等）第1項。
問5	2	1. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（鉄道事故）。 2. 20日間の医師の治療のみの傷害であり、重傷者の定義に当てはまらないため、報告を要しない。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第3号（死傷事故）。 3. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（転覆事故）。 4. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第12号（車輪脱落事故）。
問6	4	1. 安全規則第18条（運行管理者等の選任）第1項。 2. 安全規則第18条（運行管理者等の選任）第3項。 3. 「講習の種類等を定める告示」第4条（基礎講習及び一般講習）第2項。 4. 「当該事故の報告書を運輸支局長等に提出した日又は当該処分のあった日」⇒「事故等があった日」。「講習の種類等を定める告示」第5条（特別講習）第1項。
問7	4	1. 《指導の内容及び時間》（3）、《特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項》（3）。 2. 《指導の内容及び時間》（1）。 3. 《新たに雇い入れた者の事故歴の把握》①。 4. 原則としてトラックに再度乗務する前に行う。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後1ヶ月以内実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習の受講予定がある場合は除く。《特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項》（1）。
問8	2	1. 安全規則第8条（乗務等の記録）第1項⑥。 2. 「運行を計画した日から」⇒「運行の終了の日から」。安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第4項。 3. 安全規則第9条の5（運転者台帳）第2項。 4. 安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問9	3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両法第12条（変更登録）第1項④。 2. 車両法第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）第1項。 3. 「15日以内」⇒「5日以内」。車両法第36条（臨時運行許可番号標表示等の義務）第1項。・車両法第35条（許可基準等）第6項。 4. 車両法第11条（自動車登録番号標の封印等）第4項。
問10	2, 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車検査証は自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。 2. 車両法第62条（継続検査）第5項。 3. 車両総重量8トン未満の貨物用自動車であるため、初回車検の有効期間は2年。車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第2項①。 4. 施行規則第44条（自動車検査証の有効期間の起算日）第1項。
問11	A : 2, B : 1, C : 1, D : 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。 2. 車両法第48条（定期点検整備）第1項①。
問12	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保安基準第18条（車枠及び車体）第7項。 2. 保安基準第38条の2（大型後部反射器）第1項。 3. 保安基準第18条の2（巻込防止装置）第1項。 4. 「地上2メートル以下」⇒「地上1.8メートル以下」。保安基準第44条（後写鏡等）第6項。
問13	2, 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「歩行者及び自転車の通行の用に供するため」⇒「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため」。道交法第2条（定義）第1項③の4（路側帯）。 2. 道交法第2条（定義）第3項①。 3. 車両とは、「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス」をいう。道交法第2条（定義）第1項⑧（車両）。 4. 道交法第1条（目的）。
問14	1, 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項③。 2. 原動機付自転車は軽車両に該当しないため、追越し禁止の道路では追い越してはならない。道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項。 3. 「勾配の急な上り坂」は追い越し禁止場所に指定されていない。しかし、「上り坂の頂上付近」は追越し禁止場所に指定されているので注意。道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項①。 4. 道交法第32条（割り込み等の禁止）第1項。
問15	A : 2, B : 1, C : 1, D : 2	道交法第66条の2（過労運転に係る車両の使用に対する指示）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問16	3	1. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項③。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項④の2。 3. 「できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」⇒「徐行して安全を確認すること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。 4. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の5。
問17	2	1. 道交法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限等）第1項③ハ。 2. 「当該自動車の運転者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨」⇒「当該荷主に対し、当該違反行為をしてはならない旨」。道交法第58条の5（過積載車両の運転の要求等の禁止）第2項。 3. 道交法第55条（乗車又は積載の方法）第2項。 4. 道交法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限等）第1項③イ・④イ。
問18	2, 4	1. 「その後6週間」⇒「その後30日間」。労基法第19条（解雇制限）第1項。 2. 労基法第22条（退職時等の証明）第1項。 3. 「少なくとも14日前にその予告をしなければならない。14日前に予告をしない使用者は、14日分以上の平均賃金を支払わなければならない」⇒「少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない」。労基法第20条（解雇の予告）第1項。 4. 労基法第21条（解雇の予告）第1項。
問19	1	1. 「6ヵ月」⇒「3ヵ月」。衛生規則第43条（雇入時の健康診断）第1項。 2. 衛生規則第44条（定期健康診断）第1項。 3. 衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）第1項。 4. 衛生規則第51条の2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第2項。
問20	A : 2, B : 3, C : 5, D : 7	改善基準第1条（目的等）第1項・第2項・第3項。
問21	4	1. 特例基準3（1）・（2）。 2. 特例基準1（1）・（2）。 3. 特例基準2。 4. 「3分の1を下回ってはならない」⇒「2分の1を下回ってはならない」。特例基準4（1）・（2）・（3）。

問題	解答	ポイント解説
問22	2, 3	<p>改善基準第4条第1項②・⑤。</p> <p>◎各日の「拘束時間」は次のとおりになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日目の拘束時間は12時間35分、2日目の拘束時間は11時間10分と3日目2時間で13時間10分、3日目は12時間15分となる。 <p>◎連続運転時間とは、「1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続運転する時間」を指す。また、荷積み及び荷下ろしも中断時間となる。設問の図をわかりやすくするため、運転時間以外を全て中断時間として書き換えると次図のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日目は最初の運転時間合計2時間30分に付随する中断時間は合計35分で適合している。次の運転時間合計2時間30分に付随する中断時間は合計1時間50分で適合している。しかし、その後の運転時間の合計4時間10分となる。連続運転時間が4時間を超えおり、この運転時間に付随する休憩時間が10分のみのため改善基準違反となる。 ・ 2日目は最初の運転時間合計3時間に付随する中断時間は合計35分で適合している。次の運転時間1時間に付随する中断時間は1時間20分で適合している。その後の運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計25分で30分未満となるが、4時間運転後に乗務終了のため、改善基準に適合している。 ・ 3日目は最初の運転時間2時間に付随する中断時間は35分で適合している。次の運転時間2時間に付随する中断時間は1時間20分で適合している。しかし、その後の運転時間の合計が5時間10分（中断時間10分未満は運転時間に含まれる）となる。連続運転時間が4時間を超えおり、この運転時間に付随する休憩時間が10分のみのため改善基準違反となる。 <p>◎以上の結果、各日の拘束時間は、1日目は12時間35分、2日目は13時間10分、3日目は12時間15分であり、連続運転の中断方法が改善基準に違反している勤務日は、1日目及び3日目で、2日目は違反していない。</p>

問題	解答	ポイント解説
問23	1	<p>改善基準第4条第1項④。</p> <p>◎2日を平均し1日当たりの運転時間は次のとおりになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11日目を特定日とした場合、「特定日（9時間）と特定日の前日（10時間）」の平均運転時間は9.5時間。「特定日（9時間）と特定日の翌日（10時間）」の平均運転時間も9.5時間となり、いずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。 <p>◎2週間を平均し1週間当たりの運転時間は次のとおりになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間の運転時間を平均すると、 第1週及び第2週は92時間（48時間+44時間）÷2=46時間 第3週及び第4週は79時間（39時間+40時間）÷2=39.5時間 となり、第1週及び第2週の平均した運転時間が44時間を超えているため改善基準違反となる。 <p>◎以上の結果、2日を平均し1日当たりの運転時間及び2週間を平均し1週間当たりの運転時間が改善基準に違反している。</p>
問24	適：2, 3 不適：1, 4	<p>1. 不適：補助者は、運行管理者の補助を行う者であって、運行管理者に代わって運行管理業務を行う者ではない（点呼に関する業務については、一部を行うことができる）。運行管理者は運行管理に関し、これらの補助者の指導・監督のみでは不適切である。「安全規則の解釈及び運用」第18条第4項。</p> <p>2. 適：運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する必要な事項について、事業者に対し助言を行うことができる。安全規則第20条（運行管理者の業務）第3項。</p> <p>4. 不適：運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する必要な事項について、事業者に対し助言できるため、再発防止策を検討・作成したときは、それらの対策の実施を事業者に助言しなければならない。安全規則第20条（運行管理者の業務）第3項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問25	適：2 不適：1, 3, 4	<p>1. 不適：補助者が点呼を行う場合でも、運行管理者は点呼全体の3分の1以上を実施しなければならない。補助者が行う点呼の総回数が7割を超えてしまうということは、運行管理者が行う点呼が3分の1以下になってしまうため、不適切である。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項第10号。</p> <p>2. 適：営業所に備えてある携帯型アルコール検知器を使用しているのが適切となる。個人の所有物であるアルコール検知器を使用した場合は不適切となる。安全規則第7条（点呼等）第4項。・「安全規則の解釈及び運用」第7条第2項第3号。</p> <p>3. 不適：乗務前の点呼では、疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについてその都度、報告を求め確認しなければならない。健康診断の結果に左右されるものではなく、また、本人から体調不良等の報告があった場合にのみ行うものではない。安全規則第7条（点呼等）第1項②。</p> <p>4. 不適：自動車運転免許証のコピーによる確認ではなく、実際に現物を提示してもらい、確認し、再発防止を図る。</p>
問26	適：3 不適：1, 2, 4	<p>1. 不適：日常点検の結果、保安基準に適合しない状態にあるときは必要な整備をしなければならない。また、日常点検の基準ではワイパーの払拭状態が不良でないこととされている。従って、報告を受けた後、すみやかにワイパーブレードを交換しなければならない。また、整備が必要になる場合は、整備管理者に確認し、出庫の有無を決定しなければならない。車両法第47条の2（日常点検整備）第3項。</p> <p>2. 不適：運行管理者は、乗務員に対して運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識の習得について、継続的かつ計画的に指導及び監督を行わなければならない。</p> <p>3. 適：初任運転者に対する適性診断は、3年前まで他の一般貨物自動車運送事業者によって運転者として常時選任されたことがある者は除く。設問は、「4年前まで」であるため、初任運転者に対する適性診断を受診させるとともに、特別な指導を当該運転者に行った後、事業用自動車に乗務させる。</p> <p>4. 不適：医師の診断を受けるよう、指導しなければならない。</p>
問27	適：1, 3, 4 不適：2	<p>2. 不適：大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じ、乗用車の場合は車間距離にあまり余裕がないように感じる。これは、大型車の方が運転席が高い位置にあり、遠くまで見通せることにより視界が広く感じるためである。</p>

問題	解答	ポイント解説
問28	適：1, 4 不適：2, 3	<p>2. 不適：運行の継続の判断は運行管理者が行う。運転中に運転者から体調不良の報告があった場合は無理に運転を継続させず、交替の運転者を現場に向かわせる等の措置をとる。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項④の2。</p> <p>3. 不適：睡眠時無呼吸症候群（SAS）は、狭心症や心筋梗塞などの重大な合併症を引き起こすリスクが高い。</p>
問29	ア：1 イ：2 ウ：1	<p>ア. A営業所～B地点及びB地点～C地点の所要時間を求める。</p> <p>A営業所～B地点は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{30\text{km}}{30\text{km/h}} = 1 \text{ 時間}$ <p>B地点～C地点は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{180\text{km}}{45\text{km/h}} = 4 \text{ 時間}$ <p>C地点に12時に到着予定のため、求めたそれぞれの時間を12時から引けばA営業所の出庫時刻がわかる。</p> $\text{A営業所の出庫時刻} = 12\text{時} - 4\text{時間} - \text{荷積み30分} - 1\text{時間} = 6\text{時}30\text{分}$ <p>イ. C地点～D地点の所要時間を求める。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{150\text{km}}{50\text{km/h}} = 3 \text{ 時間}$ <p>C地点～D地点の所要時間が3時間のため、D地点に到着時刻は16時30分（13時30分+3時間）となる。</p> <p>D地点で15分休憩をとっているため、D地点の出発時刻は16時45分（16時30分+15分）となる。</p> <p>D地点～A営業所の所要時間は1時間（17時45分-16時45分）となるため、D地点～A営業所の距離は次のとおり。</p> $\text{距離} = \text{速度} \times \text{所要時間} = 30\text{km/h} \times 1\text{時間} = 30\text{km}$ <p>ウ. 1時間運転後に30分の中断、4時間運転後に1時間30分の中断、合計4時間運転後に15分の中断だが乗務を終了しているため、改善基準に違反していない。</p>

問題	解答	ポイント解説
問30	5	<p>「事故の概要」と「事故関連情報」から、適切な事故の再発防止策であるかどうかを判断する。</p> <p>ア. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の疑いを指摘されてはいたが、今回の事故にはSASの疑いがあったことは関係ないため、同種事故の再発を防止するための対策として直接的に有効ではない。</p> <p>ウ. 点呼は適切に行われていたので、同種事故の再発を防止するための対策として有効ではない。</p> <p>カ. 貨物自動車運送事業の社会的使命については、今回の事故には関係がないため、同種事故の再発を防止するための対策として有効ではない。</p> <p>ク. 日常点検及び日常点検整備は適切に行われていたので、同種事故の再発を防止するための対策として有効ではない。</p>